

# 平成 27 年 9 月 30 日までに発行している「年金分割のための情報通知書」の有効期限は同日までです。

平成 27 年 10 月から被用者年金制度の一元化が実施され、共済組合の加入期間は厚生年金の加入期間へと統一されました。

これにより、今までは日本年金機構と共済組合とに分かれてそれぞれ行われていた離婚分割請求手続きも、1カ所の実施機関※に請求書を提出することで、すべての実施機関に請求したことになります。

※ 共済組合員等の実施機関……地方公務員共済組合（地方職員共済組合はここに含まれます。）、  
国家公務員共済組合、私立学校教職員組合  
厚生年金被保険者の実施機関…日本年金機構

**ただし、婚姻期間の間に夫婦のどちらかに厚生年金の加入期間があった場合、平成 27 年 10 月 1 日（施行日）以降は厚生年金の加入期間を含めて標準報酬月額等の総額を計算するようになるため、平成 27 年 9 月 30 日までに発行している「年金分割のための情報通知書」は使用することができません。**

平成 27 年 10 月以降に離婚分割請求手続きをされる際は、再度「年金分割のための情報提供請求書」を提出の上、新しい「年金分割のための情報通知書」の発行を受けていただくようお願いします。

詳しくは次ページの「共済組合加入者の年金分割イメージ」（夫婦ともに、共済組合及び厚生年金の加入期間がある場合）をご覧ください。

## ○被用者年金制度の一元化とは

被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金制度を一元化します。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化し、**平成 27 年 10 月から**すべての被用者年金制度加入者が厚生年金保険制度に加入することになりました。

<お問い合わせ先>

【組合員又はその配偶者】 在職中又は退職された道府県の当共済組合支部  
[「支部一覧」](#)はこちらです。

【年金受給者又はその配偶者】 地方職員共済組合年金相談室 電話：03-3261-9850

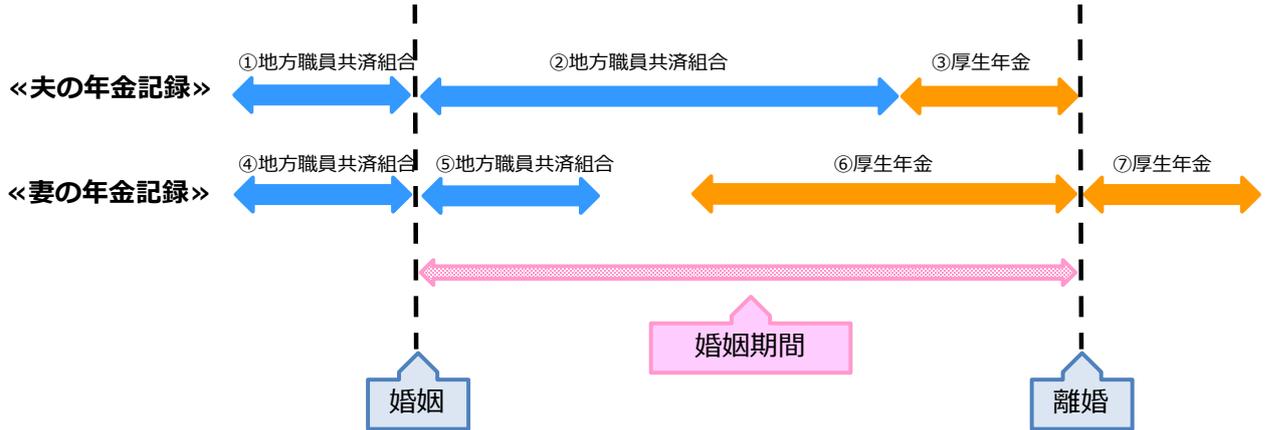
# 共済組合加入者の年金分割イメージ

年金分割の請求をすると、分割の対象となる年金期間の当事者それぞれの標準報酬月額等の総額を比較して、金額の多い方（1号改定者）から金額の少ない方（2号改定者）へ標準報酬（標準給与）記録が分割されます。

〈例〉

夫婦ともに、厚生年金と地方職員共済組合の加入期間がある場合（按分割合※50%）

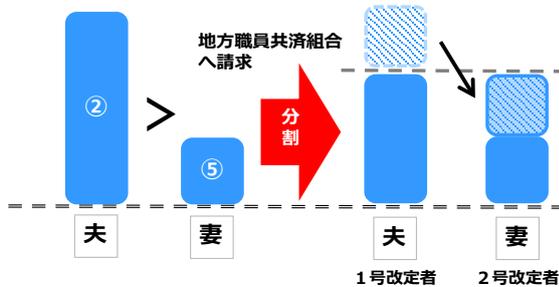
※分割後における2号改定者の持ち分の割合



平成 27 年 9 月 30 日までは…

→ それぞれの実施機関ごとに按分割合を決めて分割請求をする必要がありました。

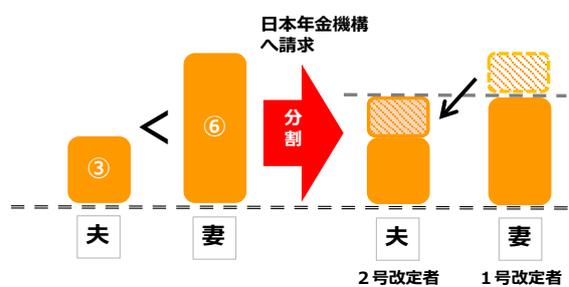
地方職員共済組合加入分



【地方職員共済組合期間】

1号改定者：夫 2号改定者：妻  
⇒夫の年金記録を妻に分割する

厚生年金加入分

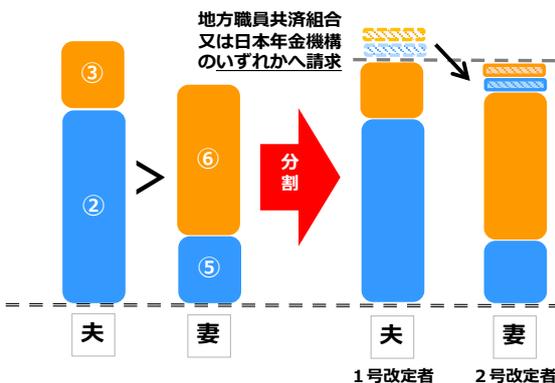


【厚生年金期間】

1号改定者：妻 2号改定者：夫  
⇒妻の年金記録を夫に分割する

平成 27 年 10 月 1 日からは…

→ どちらか1カ所の実施機関への請求で、関係する実施機関について一度に分割されます。



【婚姻中の全期間の標準報酬月額等の総額の合計を比較】

1号改定者：夫 2号改定者：妻  
⇒夫の年金記録を妻に分割する

# 共済組合加入者の年金分割の経過措置

一元化法施行日前に交付した「年金分割のための情報通知書」の有効期限については、平成27年9月30日までとなっていますが、経過措置として、審判等の場合は申立日を基準とし、また、公正証書等の場合は当該の作成日を基準として、按分割合を定めた場合、以下のとおり取り扱います。

## 審判等により定められた按分割合に基づいて年金分割を行う場合

(情報通知書の作成日が離婚後又は作成してから、1年以内に離婚又は審判の申立てを行っている場合)

### 1 施行日前の審判等の申立て

審判等の申立日	情報通知書の作成日	年金分割の方法
平成27年10月1日前 (施行日)	① 施行日前	施行日前の方法により年金分割を行う(それぞれの実施機関ごとの年金分割)
	② 施行日以降	施行日以降の方法により年金分割を行う(関係する実施機関について一度に年金分割)

【設例】

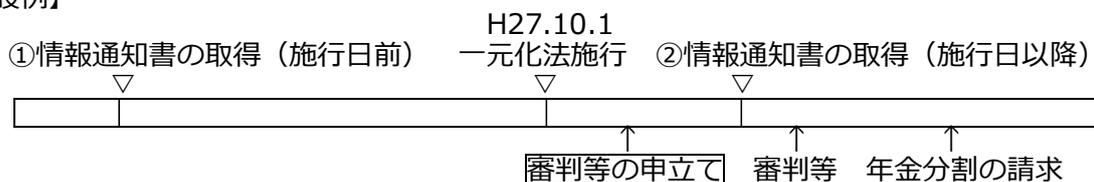


- ①の情報通知書に基づいて審判等が行われた場合  
**施行日前の方法により年金分割を行う(制度ごとに請求が必要)。**  
ただし、裁判所で交付する申立日を証する書面が必要。
- ②の情報通知書に基づいて審判等が行われた場合  
施行日以降の方法により年金分割を行う(1カ所の実施機関への請求でよい)。  
ただし、申立ての趣旨変更の手続きが必要。※詳細は裁判所に確認してください。

### 2 施行日以降の審判等の申立て

審判等の申立日	情報通知書の作成日	年金分割の方法
平成27年10月1日以降 (施行日)	① 施行日前	施行日以降の方法により年金分割を行う(関係する実施機関について一度に年金分割) ※裁判所から施行日以降の情報通知書の再取得が求められる。
	② 施行日以降	施行日以降の方法により年金分割を行う(関係する実施機関について一度に年金分割)

【設例】



- ①の情報通知書が申立書類に添付されている場合  
裁判所から情報通知書（施行日以降のもの）の再取得を求められ、②の情報通知書（施行日以降のもの）に基づき審判等を行い、施行日以降の方法により年金分割を行う（1カ所の実施機関への請求でよい）。
- 施行日以降の情報通知書が申立書類に添付されている場合  
施行日以降の方法により年金分割を行う（1カ所の実施機関への請求でよい）。

## 公正証書等により定められた按分割合に基づいて年金分割を行う場合

（情報通知書の作成日が離婚後又は作成してから、1年以内に離婚している場合）

### 1 施行日前に公正証書を作成

公正証書等の作成日	情報通知書の作成日	年金分割の方法
平成27年10月1日前（施行日）	① 施行日前	施行日前の方法により年金分割を行う（それぞれの実施機関ごとの年金分割）

【設例】



- ①の情報通知書に基づいて施行日前に公正証書等を作成した場合  
施行日前の方法により年金分割を行う（制度ごとに請求が必要）。

### 2 施行日以降に公正証書を作成

公正証書等の作成日	情報通知書の作成日	年金分割の方法
平成27年10月1日以降（施行日）	① 施行日前	施行日以降の方法により年金分割を行う（関係する実施機関について一度に年金分割） ※施行日前に作成された情報通知書は施行日に無効となるため、情報通知書の再取得が必要。
	② 施行日以降	施行日以降の方法により年金分割を行う（関係する実施機関について一度に年金分割）

【設例】



- ①の情報通知書に基づいて公正証書等を作成した場合  
施行日前に作成された情報通知書は施行日に無効となるため、施行日以降に公正証書を作成するには、施行日以降に交付した②の情報通知書に基づくこととなる。その後、施行日以降の方法により年金分割を行う（1カ所の実施機関への請求でよい）。
- ②の情報通知書に基づいて公正証書等を作成した場合  
施行日以降の方法により年金分割を行う（1カ所の実施機関への請求でよい）。